

設計等業務委託に係る応募者のリスト登録「募集説明書」

(委託費 1, 000 万円未満)

1 募集の概要

日本郵政建築株式会社関東支社から、設計等業務（計画図・実施図の作成、耐震改修設計業務、積算業務及び工事監理業務等）の業務の発注（※）に際し、競争参加者を特定し、募集要領 1（3）の期間を通して競争参加者の指名及び見積もり徴収先の選定する者を募集するものです。

また、本募集により特定された者は、別途、日本郵政建築株式会社が委託する設計等業務委託に係る契約先リストに登録されます。

（※）原則、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県を対象とします。

2 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書等

参加表明書等の様式は、別添（様式 1～4、A4 判）に示されるとおりとします。

なお、「様式 1」の参加表明書には、建築主体か設備主体かの業種別及び受託を希望する業務を明示します。

(2) 参加表明書等記載上の留意事項

留意事項は次のとおりとし、下表を参考に作成すること。

ア 応募者に求める業務実績等（様式 2）

記載する業務実績は、「募集要領」2（2）に示す件数を記載すること。

求める業務実績の建物用途は、別表 1（建築基準法施行規則に基づく区分表）に示す用途とすること。

なお、記載した業務実績については、契約書の写し、業務内容が分かる資料（用途別面積等）及び図面（配置図、主要階平面図、模様替図等）を添付すること。

また、設備を主体とする者にあつては「様式 2」のほかに、求める要件の能力、設置数を確認できるリスト表（様式 2 付）（日本郵政グループ各社の施設の実績の場合は除く）を提出すること。

項目	留意事項
業務名	業務の名称を記載すること。
発注者	再委託を受けた業務の場合、契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載すること。
発注形態	単独又は共同体のうち該当するものに○をつける。共同体の場合は他の構成員を（ ）内に記載すること。
業務概要	業務の内容、対象施設の施設用途及び規模を記載すること。
業務完了年月	業務の完了年月を記載すること。

イ 配置予定技術者に記載する記載事項（様式 3）

項目	留意事項
氏名	技術者の氏名を記載すること。
年齢	年齢（2026年4月1日現在）を記載すること。

所属、役職	技術者の所属する組織及び役職を記載すること。
実務経験年数	業務についての通算経験年数を記載すること。
保有資格等	技術者の保有する資格を記入すること。

ウ 協力事務所の名称等（様式４）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。

(3) 参加表明書の無効

応募資格要件に適合しない場合、参加表明書は無効とします。

3 参加表明書の提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により、1部を提出すること。

なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。

4-1 リスト登録するための基準（建築を主体とする者の場合）

参加表明書の評価項目、評価基準は以下のとおりです。

評価項目	評価基準		適・否
業務実績	2016年4月以降の実績	新築及び増築等工事の業務実績が3件記載してあること。 耐震改修工事の業務実績が構造種別ごとに1件以上記載してあること	
配置予定技術者	配置予定技術者の資格	一級建築士であること。	
	経験年数	自社社員であり、実務経験年数が10年以上であること。	

4-2 リスト登録するための基準（設備を主体とする者の場合）

参加表明書の評価項目、評価基準は以下のとおりです。

評価項目	評価基準		適・否
業務実績	2016年4月以降の実績	応募者の業務の実績が3件記載してあること。	
配置予定技術者	配置予定技術者の資格	設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（※）、一級建築士のいずれかであること。	
	経験年数	自社社員であり、実務経験年数が10年以上であること。	

※「技術士」の分野は「電気・電子部門」、「衛生工学部門」とします。

5 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、競争参加資格者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、日本郵政建築株式会社関東支社から通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面（書式自由、ただしA4判とする。）により、日本郵政建築株式会社関東支社に対して非特定理由について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行います。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付期間は以下のとおりです。
 - ア 受付場所：募集要領3に示す技術資料提出担当部署
 - イ 提出方法
書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電子メールによるものは受け付けません。
 - ウ 受付時間：土曜日・日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から午後1時の間を除く。）

6 関連情報を入手するための照会窓口

募集要領3に示す技術資料提出担当部署の技術資料審査部署

7 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとしします。
- (2) 業務の実績については、我が国における業務の実績をもって判断するものとしします。
- (3) 日本郵政グループ各社施設の設計業務とは、日本郵政グループ各社から受注した郵便局、共同住宅、病院、研修所、事務所等についても対象としします。
- (4) 「新築・増築工事」とは、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事であるものを言います。
なお、増築工事は、別棟増築、横増築又は上階増築等の増築形態を問いません。
- (5) 「模様替工事」とは、建築は壁の新設又は変更を含むものとし、設備は機器の新設又は変更のある工事を言います。
- (6) 複合用途の建物は、指定用途部分の床面積（これに付随する共用部分を含む。これに付随する共用部分とは、指定用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分と共用となっている部分を含まない。）が指定面積以上か、又は建物の延べ床面積が指定面積以上でかつ指定用途部分の面積が建物の過半を占める場合としします。
- (7) 参加表明書の作成、提出に関する費用は提出者の負担としします。
- (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加（指名）停止措置を行うことがあります。
- (9) 参加表明書の取扱い
 - ア 提出された参加表明書は返却しません。
 - イ 提出された参加表明書は、特定を行う作業に必要な範囲複製を作成することがあります。
 - ウ 提出された参加表明書並びにその複製は、提出者に無断で使用しないものとしします。

- (10) 参加表明書の提出後において、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めません。
また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの当社の了解を得なければなりません。
- (11) 競争参加者に特定された後、競争参加資格(指名)停止を受ける行為等を行ったものは以後の業務の競争に参加できません。
- (12) 「様式3」で申請された配置技術者は、複数エリアへの応募は可能とします。

求める業務実績の建物用途は、下表の適用欄に「●」で示したものとする。

1/2

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施行規則別表区分表>	適用
一戸建ての住宅	
長屋	
共同住宅	●
寄宿舍	●
下宿	●
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	●
幼稚園	●
小学校	●
中学校、高等学校又は中等教育学校	●
養護学校、盲学校又は聾学校	●
大学又は高等専門学校	●
専修学校	●
各種学校	●
図書館その他これに類するもの	●
博物館その他これに類するもの	●
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	●
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	●
保育所その他これに類するもの	●
助産所	●
児童福祉施設等（前三項に掲げるものを除く。）	●
隣保館	●
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	●
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	●
病院	●
巡査派出所	●
公衆電話所	
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	●
地方公共団体の支庁又は支所	●
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	●
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	●
工場（自動車修理工場を除く。）	
自動車修理工場	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	
ホテル又は旅館	●
自動車教習所	●
畜舎	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	●
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	●
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	●
食堂又は喫茶店	●

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <建築基準法施行規則別表区分表>	適用
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービスを営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービスを営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービスを営む店舗	●
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前二項に掲げるものを除く。）	
事務所	●
映画スタジオ又はテレビスタジオ	●
自動車車庫	
自転車駐車場	
倉庫業を営む倉庫	●
倉庫業を営まない倉庫	●
劇場、映画館又は演芸場	●
観覧場	●
公会堂又は集会場	●
展示場	●
料理店	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
ダンスホール	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
卸売市場	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	
その他	

建築物又は建築物の部分の用途の区分 <貨物自動車運送事業法に基づく施設>	適用
物流施設（貨物自動車運送事業の用に供する施設）	●

ただし、建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物（準用工作物）及び建築基準法第 85 条第 5 項に規定する仮設建築物を除く。